

第2章 介護保険事業の健全・公平な推進

1 適切な介護保険サービスの提供

介護保険サービスは、高齢者の生活の支えとして地域に定着してきましたが、介護保険制度を持続可能な制度として維持するためには、中長期的に進行する高齢者の増加・働き手の減少への対策が必要とされています。

高齢者の増加への対策としては、介護給付を必要とする人を認定し、介護予防・重度化防止を目的としたケアマネジメントにより、必要なサービスを過不足なく提供する一連の事業を、滞ることなく今後も実施していくための体制を維持し、計画的に整備します。

また、働き手の減少による事業者の負担軽減のため、県や事業者と連携し、介護現場における業務改善に取り組みます。具体的には、事業所の指定・請求・指導監査における文書や手続きの簡素化・標準化を図り、ICT等の活用も推進します。

介護が必要な高齢者が、住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けるためのサービスを提供するため、介護保険サービスに関する相談窓口の周知、優良なサービス事業所の確保や、定期的な事業所への指導・監督を実施します。

主な施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 介護（予防）サービス給付事業

①介護（予防）サービスの給付（高齢介護課）

事業概要	住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができること、同居家族の介護負担軽減に資すること等、サービス需要の拡大・多様化に対応したサービス提供体制の確保と充実に努めます。 また、能力に応じ自立した生活を営むために必要なリハビリテーションが計画的に実施されるための取り組みを支援します。サービス利用にあたっては、高齢者本人の意思及び自己決定を最大限尊重する支援体制づくりを推進します。
------	--

(2) 地域密着型サービスの推進

①地域密着型サービス（高齢介護課）

事業概要	可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、地域で支えあう地域密着型サービスの提供を行います。地域のニーズに応じたサービス提供を目指し、優良なサービス事業所の確保や、事業所への適正な指導・監督に努めます。
------	---

(3) サービスの質の向上

①苦情相談・不服申し立て（高齢介護課）

事業概要	高齢者やその家族等からの介護保険サービス利用・契約等に関する様々な苦情・相談について、関係機関・団体と連携した総合的な対応を行い、苦情・不服申し立て対応の取り組みを推進します。 また、苦情相談と不服申し立てに対応する窓口の周知に努めます。
今後の方針	介護保険サービス利用者に対して、介護給付費通知にリーフレットを同封するなどし、相談窓口の周知を図ります。

2 保険者機能の強化

介護保険サービスに対する給付の適正化を図るため、ケアプランや各種給付データの縦覧点検など、定期的な給付内容の確認を実施します。事業者へのチェック機能の強化とともに、適正な認定調査・認定審査の実施、介護給付費通知による利用者の信頼向上に努めます。

また、給付の適正化により健全な介護保険財政の運営に努め、持続可能な介護保険制度の構築を図ります。

主な施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 要介護認定の適正化（高齢介護課）

事業概要	介護保険制度における要介護（支援）認定については、全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に行われることが必要であり、認定申請受付後の認定調査、主治医意見書提出等を迅速に行うことが求められています。サービスを必要とする被保険者を認定するために、適正な認定調査、認定審査会における適正な審査判定に努めます。
今後の方針	認定調査及び主治医意見書の取得を迅速に行うとともに、必要な介護保険サービスが速やかに適切に提供できるよう取り組みます。 また、調査の公平性を高めるため2回目以降の調査は調査員を変更し、調査票全件の整合性等点検の実施を行います。

(2) 介護給付の適正化

①ケアプランの点検（高齢介護課）

事業概要	<p>居宅介護支援事業所等に対して、利用者の自立支援に資する適切なケアプランが作成されているかを確認するためケアプランのチェックを行い、ケアマネジャーの資質向上を図ります。</p> <p>また、居宅介護支援事業所等に出向いての実地指導を行い、適正な事業運営やサービス提供の確認を行います。</p>
------	--

【基準値と計画値】

区分	基準値	計画値		
		R 3年度	R 4年度	R 5年度
年度	R 元年度			
ケアプラン 点検数	14 件	16 件	18 件	20 件

②住宅改修等の点検（高齢介護課）

事業概要	<p>住宅改修費の支給について、事前に全件の理由書・見積書等の点検を行い、必要に応じ現地調査を実施します。</p> <p>また、軽度者の福祉用具貸与についても、ケアプラン点検や主治医意見書の確認を行います。</p>
------	---

③縦覧点検・医療情報との突合（高齢介護課）

事業概要	<p>医療給付情報と介護保険給付情報の突合や、重複請求の情報を点検し、介護報酬の請求内容の適正化を図ります。</p>
------	--

④介護給付費通知（高齢介護課）

事業概要	<p>定期的に利用者や家族にサービスの給付実績通知を送付することにより、自らの介護保険サービスの内容や費用等の確認していただき、適正な給付と請求の確保を推進します。</p>
------	--

3 介護人材の確保及び強化

高齢化の急速な進行により、介護保険サービスの需要の増大と生産年齢人口の減少が見込まれることから、介護保険サービスの担い手となる人材の確保は重要な課題となっています。

介護現場で働く職員が長く働き続けることができるよう、介護職員の身体的・精神的負担を軽減し、やりがいをもって働けるような支援を県や事業者と協力して進めます。

人材確保・育成に関する取り組みとして町内事業所に長期間勤務する介護職員の表彰や、人材育成に関する研修会の開催支援等を行い、介護保険サービスに携わる人材の確保に努めます。

また、介護支援ボランティアと高齢者施設等のマッチングを図ることにより、介護分野への元気高齢者の参入を推進します。

主な施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 介護人材の確保

①介護職員育成に関する支援事業（高齢介護課）

事業概要	介護に従事する人材の育成を図るため、介護員養成研修受講費用の一部を補助するなど、人材育成に対しての支援を行います。
------	---

②介護に関する入門的研修（高齢介護課）

事業概要	多くの人に介護に関する知識を普及し、介護分野で働く際の不安を払拭し、多彩な介護人材の確保及び参入を促すため、介護に関する入門的研修（介護教室）を開催します。
今後の方針	より多くの人に周知し、事業の継続を図ることで介護職員の確保に努めます。

(2) 介護人材の強化

①介護職員永年勤続表彰（高齢介護課）

事業概要	多年にわたり町内事業所に勤務する介護職員を表彰し、職員を慰労するとともに他の介護職員等の勤務意欲を高めることで、介護職員の定着率の向上を図ります。
今後の方針	事業を継続し、さらなる介護職員の定着を図ります。

【基準値と計画値】

区分	基準値	計画値		
年度	R元年度	R3年度	R4年度	R5年度
表彰者数	6人	10人	10人	10人